

# 野田警察署への高齢者名簿の提供を行うにあたり 「市報のだ」による市民への事前告知を求める陳情

(陳情趣旨)

## 1. 要点

「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引き」によれば、「同条例は『自己の個人情報の流れを自ら管理する（自己情報のコントロール）』という現代的、積極的なプライバシーの保護を目指すものである。」としています。そして、その運用にあたっては、この意義を十分に認識しなければならないとしています。

一方、野田市では野田警察署からの要請に基づいて、65歳以上の全高齢者4万人あまりの氏名・住所・電話番号・性別などの個人情報をリスト化し、対象の市民に一切知らせないまま平成24年度から高齢者名簿として毎年提供しています。

## 2. 陳情の理由

市民が自己の個人情報の流れを自ら管理するためには、どのような個人情報がどこに提供されているのか知ることが必要です。しかし、いつどこで自己の個人情報が提供されているのか（されようとしているのか）、膨大な行政事務から市民ひとりひとりが自ら探し出すことは容易なことではないばかりか、現実的ではありません。

野田警察署への高齢者名簿提供事務の例で考えれば、本来、その様な要請があった時点で、野田市が市民に対してその必要な理由と提供する個人情報の内容を積極的に知らせ、説明責任を果たすべきと考えます。

そこで以下の陳情をします。

**(陳情項目)**

野田警察署への高齢者名簿の提供にあたり、今後は「市報のだ」を使った市民への事前告知を行って下さい。

平成27年11月9日

野田市議会議長 鈴木 有 様

**(陳情者)**

個人情報外部提供に反対する野田市民の会  
代表 寺田 渉